

令和元年 7 月 19 日

会員 各位

一般社団法人兵庫県薬剤師会
医療保険部

内服調剤料の取扱いについて

メトトレキサートは、他の薬剤と服用の時期が同様でも、用法の特殊性から、

特例として別剤算定 となりました。

【例 1】

Rp1	メトトレキサート	2錠	分2朝夕食後	4日分 (毎月曜日)
Rp2	メトトレキサート	1錠	分1朝食後	4日分 (毎火曜日)
Rp3	A錠	2錠	分2朝夕食後	28日分
Rp4	B錠	1錠	分1朝食後	28日分

上記の場合は今までどおり、Rp3で~~78~~₇₇点、Rp4で~~78~~₇₇点、Rp1・2で~~38~~₅₅点ですが、

【例 2】

Rp1	メトトレキサート	2錠	分2朝夕食後	4日分 (毎月曜日)
Rp2	A錠	2錠	分2朝夕食後	28日分
Rp3	B錠	1錠	分1朝食後	28日分

この場合、今までならRp1とRp2が同じ用法なので、Rp2で~~78~~₇₇点、Rp3で~~78~~₇₇点、Rp1は0点だったのですが、

Rp2で~~78~~₇₇点、Rp3で~~78~~₇₇点、Rp1で~~38~~₂₈点を算定できるようになりました。

※ ただし、この考え方は、メトトレキサートの「用法の特殊性」を考慮し、

メトトレキサートに限定した取扱い になります。

以上